

令和4年度

物品等管理業務監査報告書

(令和5年2月)

伊豆の国市監査委員

1 監査日程

- ・令和5年1月18日(水) 監査資料提出期限
- ・令和5年1月19日(木)～1月24日(火) 監査資料事前審査
- ・令和5年1月25日(水)～2月6日(月) 監査資料に対する書面質疑
- ・令和5年2月8日(水) 書面質疑の回答確認、再質問の実施
備品台帳、郵券受払簿の実物確認
情報関係持ち出し簿の確認

2 監査を実施した監査委員 土屋 實 ・ 柴田 三 敏

3 監査事項 教育施設等における令和4年4月1日から令和4年12月31日まで に執行された事務事業

- (1) 備品の管理状況(令和4年度取得分)
- (2) 配当予算の執行状況
- (3) 郵券の受払い状況
- (4) 防火・消火・防犯施設の状況
- (5) 施設の運営に関する状況

4 監査の対象 市立小学校6校、中学校3校、幼稚園5園、保育園3園(分園は本園に 含む)から抽出した下記の教育及び保育施設

- (1) 長岡北小学校
- (2) 大仁小学校
- (3) 大仁中学校
- (4) 富士美幼稚園
- (5) 長岡保育園

5. 監査方法 各校・園から事前に提出を求めた関係書類・資料等に基づき、学校長(園 長)の権限に係る財務に関する事務の執行及び施設の安全性、薬品・個人 情報の管理状況等について、各校・園に赴き、関係職員からの説明聴取 及び帳簿、備品管理など実査を行う予定で準備を進めていた。

しかし、1月13日から2月10日までの期間、静岡県全域に新型コロナウイルス感染者増加に伴う「医療ひっ迫防止対策強化宣言」が県知事から発出されたことを受け、監査の方法を現地訪問形式から、提出書類の審査及び書面質疑による書面質疑方式に変更し、監査を実施した。

併せて、書面質疑の回答に対する再質問を、監査当日、関係する担当者に対し内線電話にて実施した。

6. 監査結果 校長・教頭・園長・事務担当者、所管課等の協力を得て実施した監査 の結果、検討・配慮すべき事項について、次の以下のとおり報告する。

【各校・園に対する総括的事項】

(1) 備品等の管理状況について

- ①各校・園において、予算化された備品を計画的に購入し、備品台帳等の管理が適正に行われていることが確認できた。併せて、監査委員から令和4年度に購入した備品1種類をランダムに選定し、全景及び備品シールの貼付状況を写真にて提出を求めた。

(2) 予算の執行状況について

- ①執行状況については、各校・園において適正に予算執行されていることが確認できた。

(3) 郵券の受払い状況について

- ①監査委員から、各校に対して、受払簿の実物の提出を求め、管理及び残数確認が適正に行われていることが確認できた。併せて各園においては、郵券等を保有していないことが確認できた。

(4) 防火・消火・防犯施設の状況について

- ①各校・園において、施設点検が定期的に行われていることが確認できた。
- ②施設点検において、多くの学校で、消火器の製造後年数経過による「機能点検実施又は交換」の指摘を受け、その対応が「翌年度予算に計上」となっている。消火器の製造年を把握・管理し、点検又は交換の予算を予め計上する等の検討をされたい。
- ③防災訓練・避難訓練の状況については、各校・園において、新型コロナウイルス感染症予防対策を行いながら、創意工夫し、適切に行われていることが確認できた。
- ④防犯対策については、各校・園において、施設の状況に応じた対策が適切に行われていることが確認できた。

(5) 施設の運営に関する状況について

- ①給食費未納への対応については、各校・園において、様々な対策が行われていることが確認できた。
- ②遊具の点検については、各校・園において、定期的に行われていることが確認できた。点検で不良箇所等の指摘を受けてから、修繕や交換まで予算の状況を踏まえながら、教員による修理の実施など、苦勞していることも確認できた。
- ③実験用薬品の管理及び保管の状況については、各校において、保管庫の鍵の管理及び台帳による残量管理等が適正に行われていることが確認できた。なお、各園においては、薬品等を保有していないことが確認できた。
- ④個人情報保護対策については、各校・園において、個人情報持ち出しの際の管理職による許可や確認及び持出簿による管理等、適正に行われていることが確認できた。
- ⑤給食の衛生面及び安全対策については、各校・園において、衛生管理が適正に行われていることが確認できた。

【各校・園に共通する検討要望事項】

(1) 郵券の管理について

・ 郵券を保有している各校の管理状況について、受払簿を実査した結果、事務担当者だけではなく、学校長等と定期的に残枚数をチェックしていることを確認したが、事務改善として「宛先・摘要の詳細な記入」「発送担当者」を簿冊に記載することも併せて検討されたい。(他校の郵券受払簿を参考。)

(2) 給食費の未納者への対応について

・ 既に実施されているかもしれないが、給食費の滞納対策は負荷が大きい業務となるため、各校・園の対策等について情報交換する等により、効率的で効果が上がる対策を検討されたい。

・ 給食費の支払い方法について、口座振替の促進や、納付書をコンビニ収納可能にするなど、保護者の納付環境に関する改善を検討されたい。

・ 給食費を滞納する保護者等について、経済的な問題なのか、故意的行為なのか見極めた対応が必要であると思うが、児童手当からの引き去りを含め、現年の滞納を確実に無くすことに努められたい。

・ 入園や入学時にすべての保護者から「給食費の納付誓約書（児童手当等に係る徴収等に関する申出書）」の提出を求めており、これを踏まえ、現年度の滞納を削減することを検討されたい。

(3) 個人情報の管理について

・ 個人情報の持ち出しについて、テストなどの紙媒体だけではなく、USBによる持ち出しも行っていることが見受けられた。個人情報の漏洩は、少しの気の緩みから起こり得ることであり、引き続き、定期的な意識啓発に努められたい。

(4) 給食の衛生面・安全対策について

・ 個別のアレルギー対応だけではなく、感染症対策を踏まえた調理配膳や、今後の黙食への対応など、現場は日々気が抜けない状況であるが、引き続き、安全な給食の提供に努められたい。

【各校・園に対する個別の事項】

(1) 長岡北小学校

・ 各校・園に共通する検討要望事項(1) (2) (3) (4)を検討されたい。

(2) 大仁小学校

・ 各校・園に共通する検討要望事項(1) (2) (3) (4)を検討されたい。

(3) 大仁中学校

・ 各校・園に共通する検討要望事項(2) (3) (4)を検討されたい。

(4) 富士美幼稚園

・ 各校・園に共通する検討要望事項(2) (4)を検討されたい。

(5)長岡保育園

- ・各校・園に共通する要望事項(2)(4)を検討されたい。

7 指摘事項の是正について

- ・地方自治法第199条第12項の規定により、監査の結果を参考として措置を講じた時は監査委員に通知するものとする。